

八尾市窓口用封筒仕様書

八尾市窓口用封筒無償提供者募集要領において、本市が募集する無償提供者（以下「事業者」という。）により設置される八尾市窓口用封筒（以下「窓口用封筒」という。）の仕様については、以下のとおりとする。

1 設置予定（納品）場所

八尾市役所市民課、市民税課、資産税課、納税課、市内 10 ヶ所の出張所（別紙参照）、その他市が指定する場所とする。

2 設置期間

令和 7 年 5 月 1 日から 3 年間

3 窓口用封筒の規格及び予定数量

- ① 角形 2 号 40,000 枚／1 年間
- ② 角形 6 号 100,000 枚／1 年間

※年間複数回に分けて納品することとし、必要に応じて増減できるものとする。

4 広告の掲載

- （1）広告を掲載できる部分は、封筒の表面及び裏面の面積のそれぞれ 30 % 以下とする。
- （2）広告内容は八尾市と直接関係がない旨を明記するとともに、広告原稿内には、必ず広告の表示を行うものとする。
- （3）広告の募集・掲載に当たっては、八尾市広告掲載要綱及び八尾市広告掲載基準その他関係法令等を遵守するものとする。
- （4）広告内容は、事前に市の了解を得るものとする。

5 行政情報の掲載

広告の掲載部分以外は、市の行政情報発信のために使用するものとする。

なお、市が提供する原稿（簡易なもの）を基に、事業者が掲載原稿を制作するものとし、その内容は、1 年毎に変更できるものとする。

6 窓口用封筒の設置にかかる注意事項

- （1）納品予定時期以外で、市が窓口用封筒の補充を依頼した場合は、事業者は、市が指定する期限までに、市が指定する部数の窓口用封筒を納品するものとする。
- （2）封筒又は掲載された広告主に問題が生じたときは、速やかに本市に報告するとともに事業者の責任において、当該封筒を全て回収し、代替封筒を提供するものとする。

7 その他

- (1) 窓口用封筒の制作に当たっては、市と連絡・調整しながら行うこと。
- (2) 事業者は、設置期間中、窓口用封筒の設置にあたり、各設置場所に適したスタンド等を市に無償提供するものとする。
- (3) 八尾市窓口用封筒無償提供者募集要領及びこの仕様書に記載のない事項については、その都度、事業者と本市が協議して決定するものとする。

(別紙)

設置予定（納品）場所一覧

No.	所属名称 (配架場所)	所在地（納品場所）	令和5年度納品数	
			角 6	角 2
1	市民課	八尾市本町一丁目1番1号 八尾市役所1階	35,000	22,500
2	市民税課	八尾市本町一丁目1番1号 八尾市役所2階 (市民税課へまとめて納品)	21,000	3,000
3	資産税課			
4	納税課			
5	龍華出張所	八尾市南太子堂二丁目1番45号	8,000	2,000
6	久宝寺出張所	八尾市北久宝寺二丁目1番1号	2,000	1,000
7	西郡出張所	八尾市桂町二丁目37番地	2,000	1,000
8	大正出張所	八尾市若林町三丁目27番地	4,000	500
9	山本出張所	八尾市山本町一丁目8番11号	6,000	1,000
10	竹渚出張所	八尾市竹渚東四丁目3番地の2	2,000	500
11	南高安出張所	八尾市恩智中町四丁目232番地	3,000	1,000
12	高安出張所	八尾市千塚三丁目180番地の2	1,000	1,000
13	曙川出張所	八尾市八尾木四丁目11番地	4,000	500
14	志紀出張所	八尾市志紀町西一丁目8番地の2	5,000	1,000
合計			93,000	35,000